



# 消 防

## 春の火災予防運動について

令和8年春の火災予防運動を次のとおり実施します

**目的** この運動は、火災が発生しやすい気候となる時季を迎えるにあたり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災の発生を防止して高齢者などを中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的としています。

**実施期間** 4月20日(月)～30日(木)

### 重点推進目標

- ・住宅防火対策の推進
- ・地震火災予防対策の推進
- ・林野火災予防対策の推進

岡紋別地区消防組合消防署雄武支署  
☎ 0158・84・2052



## 林野火災予防強化期間について

今年は雪解けが早く、春から初夏にかけては、空気が乾燥し風も強く、林野火災が発生しやすい時期となります。

## 高齢者入浴優待券の交付について

対象者に町から入浴優待券を簡易書留で郵送します。

令和7年度に入浴優待券を受け取られた方は申請不要です。

なお、今年度から、新たに対象となる方は窓口で手続きが必要となりますので、ご注意ください。

※転居、転出で住所に変更があった場合、窓口で手続きが必要となります。

### 対象者

- ・満70歳以上
- ・身体障害者手帳1級、2級
- ・療育手帳A判定
- ・精神障害者手帳1級

### 交付枚数

12枚

### 必要書類

生年月日が確認できる書類(マイナンバーカードなど)、各種手帳

### 申請場所

役場庁舎別館

※町税などを滞納し、納付については、交付できない場合があります。



岡地域福祉課社会福祉係

たき火やたばこの不始末などちよっとした不注意が大きな火災につながります。林野火災の出火原因の多くは人的要因であることから、大部分は皆さま一人ひとりの注意で防ぐことが出来ます。

大切な自然と、私たちの暮らしを守るため、火の取り扱いには十分に注意をしましょう。

### ●林野火災予防強化期間

5月1日(金)～6月15日(月)

「火の用心 心にきざみ 森へ行く」

(置戸町立置戸小学校5年 小里 地広さん)

### 岡産業振興課林務係



# 社会福祉



## 交通費助成券(ハイヤー券)の交付について

対象者に町からハイヤー券を簡易書留で郵送します。

令和7年度にハイヤー券を受け取られた方は申請不要です。

## 特別児童扶養手当制度について

精神または身体に障害を有する20歳未満の児童を監護している父もしくは母(どちらか所得の高い方が支給者となります)、父母以外の方が児童を養育している場合は、養育している方に手当が支給されます。ただし、次の場合は手当が支給されません。

- ・父母などに監護されていない(施設入所など)とき
- ・障がい児が日本国内に住所を有しないとき
- ・障がい児が当該障害を支給事由とする年金を受給しているとき(ただし全額支給停止の時を除く)(20歳未満で就労し、厚生年金加入者が交通事故などで障害となった場合など※障害厚生年金の取扱いによる)
- ・当該父母が、日本国内に住所を有しないとき

### 児童の障害等級

▼1級 身体障害者手帳1級と2級の一部、療育手帳の判定がA、精神障害者保健福祉手帳1級がおおむね該当

▼2級 身体障害者手帳2級の一部と3級、4級の一部、療育手帳の判定がB、精神障害者保健福祉手帳2級がおおむね該当

※いずれも、診断書などをもとに北海道にて判定を行います。

なお、今年度、新たに対象となる方は窓口で手続きが必要となりますので、ご注意ください。

※転居、転出で住所に変更があった場合、窓口で手続きが必要となります。

### 令和8年度新規申請に係る共通事項

必要書類 生年月日が確認できる書類(マイナンバーカードなど)、各種手帳

### 申請場所

地域福祉課社会福祉係

※町税などを滞納し、納付については、交付できない場合があります。

### ハイヤー券について

ハイヤー券は1回の乗車につき1枚のみ(初乗料金分)使用できます。

### ●高齢者交通費助成対象者

- ・雄武町に住所を有する在宅の75歳以上の方で、自動車を持っていない方
- ・70歳以上の独居の方で、自動車を有していない方
- ・高齢者世帯(70歳以上のみの世帯)に属する方で、自己および配偶者が自動車を有していない方

### ●重度身体障害者ハイヤー料金助成対象者

- ・身体障害者手帳(1級または2級)の交付を受けた方で、下肢障害者、体幹機能障害者、視覚障害者の方
- ・療育手帳(A判定)の交付を受けた方

### 新規認定請求の際の必要書類など

- ・認定請求書
- ・住民票(請求者および対象児童の属する世帯全員のもの。里親の場合は対象児童が同一の住民票に属しているもの。共通事項として、記載事項は個人番号を含めてすべて省略しないもの)
- ・戸籍謄本または抄本(請求者および対象児童のもの。外国人の場合は該当なし)
- ・診断書など(手帳保有者は、診断書を省略できる場合あり)
- ・口座振替申出書(金融機関の証明印を受ける必要あり)
- ・支給に係る調査などのための同意書・通帳の写し(請求者のフリガナと同一の口座名義のもの)
- ※認定請求書、診断書など、口座振替申出書、支給に係る調査などのための同意書の用紙は、地域福祉課社会福祉係窓口にあります。
- ※診断書は、申請日からおおむね2か月以内に発行されたものに限り、診断書は発行(作成)から1か月以内のものに限ります。
- ※個々の状況に応じて、前記の必要書類以外の書類を要する場合があります。

### 手当額

- 1級 5万8450円
  - 2級 3万8930円
- 手当は年3回、4か月分ずつ支給

70歳以上の方で、自動車運転免許証を自主返納した方

### 交付枚数

- ▼上沢木、中雄武(西中雄武)、上雄武、北幌内
  - ・単身者48枚
- ・夫婦世帯72枚(1人36枚)
- ▼新沢木、元沢木、栄丘、共栄、中雄武(東中雄武)、魚田、豊丘、青葉、音稲府、幌内
  - ・単身者36枚
  - ・夫婦世帯54枚(1人27枚)
- ▼その他行政区
  - ・単身者24枚
  - ・夫婦世帯36枚(1人18枚)

### ●重度身体障害者ハイヤー料金助成対象者

- ・身体障害者手帳(1級または2級)の交付を受けた方で、下肢障害者、体幹機能障害者、視覚障害者の方
- ・療育手帳(A判定)の交付を受けた方

交付枚数 全行政区 48枚

岡地域福祉課社会福祉係



給され、12・1・2・3月分が4月10日、4・5・6・7月分が8月10日、8・9・10・11月分が12月11日に支給されます。

※受給資格の喪失時などは、支給日をお待ちいただく場合があります。

岡地域福祉課社会福祉係

## 巡回児童相談について

「巡回児童相談」は、北見児童相談所から専門の相談員と判定員が雄武町へ来町し、18歳未満の児童を対象として、言葉の遅れや行動が気になる、ほかの子に比べて幼い感じがするなどの悩みをお伺いしながら、さまざまなサポートを行いますので、相談を希望される方は、地域福祉課社会福祉係へお申し込みください。

### 相談内容

- ・療育手帳などの判定
- ・18歳未満の児童の心や体に関する相談
- ・学校や家庭での問題についての相談
- ・言葉の障がい、身体の障がいなど
- ・そのほか児童に関する相談

### 開催日

8月3日(月)、4日(火)、5日(水)、10月5日(月)、6日(火)

※相談内容や希望者が多い場合は、希望の日程から調整させていただきます。

開催場所 役場庁舎別館

岡子ども家庭センター児童福祉係